

入札（見積）結果調書

令和 7 年度

契 約 番 号	第74－21－00202号		
件 名	稲穂団地給水モニタ通信装置修繕		
入札(見積)年月日	令和 7年 9月 17日		午前10時 00分
入 札 (見 積) 場 所	水道局総務部総務課入札室		
落 札 (決 定) 金 額	292,600 円	主 管 課	74 水質管理センター
	入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工 種 (業 種)	292 修繕		円
落 札 (決 定) 業 者	60000034020 菱照エンジニアリング (株)		

入 札 (見 積) 経 過 (単位：円)

指 名（見 積）業 者 名	入 札（見 積）金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低	第 2 回	最 低	第 3 回	最 低	
		金 額		金 額		金 額	
菱 照 エ ン ジ ニ ア リ ン グ（株）							決 定
		266,000					
			</				

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名 稲穂団地給水モニタ通信装置修繕

2 事業者名 菱照エンジニアリング株式会社

3 特定理由

本業務は、稲穂団地給水モニタ通信装置の異常箇所を特定するとともに、水質情報管理システムとの通信が正常にできるよう修繕を行うものである。

修繕にあたり、給水モニタに不具合が生じた場合、常時の水質監視ができなくなり、水質管理に支障をきたすおそれがあるため、不具合発生時においては、迅速かつ信頼性のある復旧作業を行う必要がある。

本業務で対象とする通信装置のソフトウェアは、菱照エンジニアリング株式会社により製作されているため、本ソフトウェアの内容を熟知し、修繕にあたり設備影響等を考慮した対応が可能なのは当該業者のみである。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号及び札幌市水道局物品・役務契約等事務取扱要領第98条第1項表中ウに該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

入札（見積）結果調書

令和 7 年度

契 約 番 号	第73-21-00281号		
件 名	白川第1浄水棟1・2号沈澱池引抜弁整備修繕		
入札(見積)年月日	令和 7年 9月 17日 午前10時 00分		
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	3,135,000 円	主 管 課	73 白川浄水場
	入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工 種 (業 種)	292 修繕		円
落札(決定)業者	60000020710 (株) 守谷商会 北海道支店		

入札（見積）經過

(單位：円)

[illegible]

(備考)

2回目: 令和7年9月18日 14:05 開報
(提出期限 同 同日 14:00)



業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名 白川第1浄水棟1・2号沈澱池引抜弁整備修繕

2 業 者 名 株式会社 守谷商会 北海道支店

3 特定理由

本修繕の対象機器は、白川第1浄水棟沈澱池に設置されている特殊な構造の弁で、排水処理と密接に関連している重要なものである。本修繕では、製造元の純正部品でなければ既設とは適合せず、また、偏心構造弁の構造、動作システム、部品の組立調整など製造元のみが保有する機器独自の設計データと専門整備技術がなければ機能の回復は確保できない。

上記業者は、対象機器の製造元である有限会社北九から対象機器の販売・メンテナンスの代理店に指定されている唯一の業者である。

以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

令和 7 年度

入 札 (見 積) 経 過 (単位:円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 藻岩浄水場脱水機設備整備修繕その2
- 2 業 者 名 月島JFEアクアソリューション株式会社 札幌支店
- 3 特定理由 本修繕の対象となる藻岩浄水場脱水機設備は、浄水処理工程で発生したスラッジを加圧脱水処理するための設備で、産業廃棄物の中間処理施設に当たる大変重要な設備である。
本修繕は、経年劣化した部品の交換及び分解設備を行うことにより、各機器の機能回復を図るものである。
本設備は、月島機械(株)により設計・納入が行われたものであり、整備に必要な技術、資料についてはメーカー独自の仕様や一般に公開していないものが多く、当該メーカーのみが有しているものである。本修繕にて実施する試運転や性能確認などは補機類も含め総合的な調整を要することから施工業者からアフターサービスを移管されている上記業者以外では行うことができない。
以上の理由から、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。